

「奨学金返還支援制度」導入のお知らせ

持続可能な社会の実現に向け医療活動に取り組んでいる社会医療法人財団大樹会総合病院 回生病院（理事長 松浦 一平）は、奨学金を返済中の職員の経済的、心理的な負担を軽減し、安心して働けるように支援するとともに、採用面におきましても優秀な人材を確保することで地域医療の発展に寄与することを目的として「奨学金返還支援制度」を、2024年6月1日より導入、開始することをお知らせします。

【制度概要】

所定の勤続年数を満たした職員に対して一時金を支給します。

一時金の条件は勤続年数に応じて以下のとおりとします。

勤続年数	3年	5年	10年
支給額	残額の50%	残額の50%	残額
支給上限額	10万円	10万円	30万円

当院は、多様な研修プログラムや新人事制度の導入により、職員のスキル向上と処遇改善、風通しの良い職場づくりに取り組んでいます。

（なお、奨学金の借り入れのない職員に対しては、永年勤続表彰として、勤続5年、10年、20年ごとに報奨金を贈り、福利厚生の実施に努めています）

以上